

## 第1章

# 新たな荒川区環境基本計画の 策定に当たって

1. 策定の背景
2. 計画の基本的事項

# 第1章 新たな荒川区環境基本計画の策定に当たって

## 1. 策定の背景

荒川区環境基本計画は、区の環境の保全に関する総合的・長期的な方針を示す**10年間**の計画として位置付けたものであり、**2008（平成20）**年9月に策定しました。

その後、国は**2012（平成24）**年4月に第四次環境基本計画を策定し、低炭素・循環・自然共生の統合的達成、その基盤となる安全で快適な環境の確保の方向性を計画の中で示しました。

また、東京都においては、**2016（平成28）**年3月に新たな「東京都環境基本計画**2016**」を策定し、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指し、「最高水準の都市環境の実現」「サステナビリティ（持続可能性）」「連携とリーダーシップ」を目標に掲げています。

「環境先進都市あらかわ」の実現を目指すため、本計画は、**2008（平成20）**年からの**10年間**の荒川区環境基本計画を踏襲しつつ、区の施策を環境という視点から改めて整理するとともに、社会の情勢の変化に対応するための新たな政策・施策の体系を示した新しい「荒川区環境基本計画」として策定するものです。

## 2. 計画の基本的事項

### (1) 計画の目的

- 本計画は、「荒川区環境基本条例」に定めた環境保全に関する基本理念の実現を目的とします。
- 区の基本構想に掲げる将来像「幸福実感都市あらかわ」を構成する六つの都市像の一つである「環境先進都市」の実現に向け、社会情勢の変化に対応するための環境の保全に関する基本的方向性を示します。

### (2) 計画の対象地域

本計画で対象とする地域は、荒川区全域とします。



### (3) 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、荒川区環境基本条例第4条に示される範囲を基本とします。

具体的には、大気、水、動植物等の自然環境、騒音・振動、環境美化等の生活環境、廃棄物等の社会環境、地球温暖化、エネルギー等の地球環境となります。

#### 【荒川区環境基本条例 第4条】

区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、効果的に実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 資源の循環的な利用等に関すること。
- (3) 大気、水、土壤、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (4) 地球温暖化の防止及びヒートアイランド対策に関すること。
- (5) まちの環境美化、良好な都市環境の保全等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

### (4) 計画の期間

2018年度～2027年度までの10年間とします。



## (5)計画の位置付け

- 本計画は国の環境基本法及び環境基本計画の精神を踏まえ、荒川区環境基本条例に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であると同時に、「荒川区基本構想」及び「荒川区基本計画」に掲げる幸福実感都市あらかわの実現を、環境等の側面から担う計画となります。
- 環境に関する目標や方向において、環境基本計画の下位計画に当たる「荒川区低炭素地域づくり計画」や「荒川区一般廃棄物処理基本計画」等の計画と、本計画との整合を図ります。
- その他の街づくり、防災等の分野を担う各個別計画とは相互に連携・整合を図ります。

### 【荒川区環境基本計画の位置付け】

